

♪ 月こんな時“あなたな〜ら どうするう〜” ♪

女性のトラブル相談室

〈脚色〉朝日奈 ゆう

〈構成・画〉田代しんたろう



トラブル
美容のため健康器具の「商品資料」を送ってほしいと頼んだところ、現品が送られてきてしまいました。



このような一方的な押しつけ契約は法律的に成立せず無効です。放つておいてかまいません。それどころか、送られて来た日から三カ月たつても、取りに来ない時は、相手の権利放棄となり、ご使用なさつてもかまいません。

これだけ人間が多くなり、社会生活が複雑になってくると、毎日がコソ、人々との間の、もめごと、の連続。さて今日は何が!?

「まんがホーム」誌にて
平成2年(1990)6月号より 連載開始

それなら仕方ないと...

最後は自分自身が「被害者」になるものですが、まだ人間だから、わが身をつねって他人の痛さを知る愛の機知を。



お向かいの家の奥さんが狂のつくカラオケ好きで、ま
いっていきます。それ
も、音程がはずれる
ので余計イラ立ちま
す。何ホンまでとか、
規制する法律はない
のでしょうか。



カラオケの場合
 工場騒音や交通騒音
 などと性質がちがひ、
 法律的には規制できないのが
 現状です。ご近所に対しては
 おもいやりの気持ちをもって
 月二〜三回くらいなら
 がまんしてあげては
 いかげでしょうか。



おとなりの竹の
枝が、境界線の
屏から、わが家
の庭にとび出し
てきて、迷惑して
います。
勝手に処分して
いいもので
しょうか。



ちよつと待つてくたさい
 法律上、枝を切る
 ことを所有者に
 請求することはでき
 ますが、勝手に切り落
 とすことは「権利の濫用」
 となり認められていません。
 ただし、根が侵入してきた
 時は、隣人の承諾がなくても
 切り取ることができます。



そして、いよいよ...



おたのしみ
離婚問題でもめています。夫は、嫁入り道具を持って行くのなら、婚約指輪や挙式費用、これまでの生活費も半分返せと言っていますが...



指輪は贈与品、挙式費用も返す必要なし。生活費は夫婦間の扶助義務から考えて、貸し借りに関係ありません。一方、嫁入り道具は妻の所有物で、夫との共有物ではないので、あなた(妻)の好き勝手にできます。

しつこい所も 女性的で...



おたのしみ
子供の頃から、女性よりも女性的だ。この際、戸籍上の性も変えられないものでしょうか。



きつとあなたは機能的にも完璧な女性に、生まれ変わったのでしょね。でも、法的に見た性別は性染色体によって決定されるもので、性転換による戸籍上の性別変更は認められていません。手術を受けても男性のXY染色体までは変わりませんからね。

最後は自分自身が一番可愛くなるものですが、また人間だからこそ、わが身をつねって他人の痛さを知る愛と情の機知を。



ワカ
 失つてくたさいと言つても
 出ていかなのは犯罪行為
 じゃないのですか？
 しつこいセー
 ルスマンが、
 無理に玄関に
 入つてきたり、
 帰つてくたさいと言つても
 出ていかなのは犯罪行為
 じゃないのですか？



訪問販売のため
 住居の玄関に入つても
 直ちに住居侵入罪には
 なりませんが、きつぱり
 退去を求めたのに退去しない
 場合、不退去罪が成立します。
 こんなときは、警察に通報
 するのが良策です。



貸し衣裳の予約もいつばいで...



ワカ
 間に合わなかつたので
 もう必要ありません。
 ドレスを受け取らずに
 内金を返してもらえら
 のでしようか。
 注文した
 ウエディ
 ングドレ
 スが式に
 間に合わ
 ないです



あなたの場合のように一定の
 期限内に履行されず、契約の
 目的を達することができない
 場合には、その期限経過後
 直ちに契約解除できます。
 その結果、商品を受けとらずに
 内金を返してもらえます。
 中元、歳暮の進物用品、一定日時
 の葬式やパーティの
 飲食物なども同様です。



※最後は自分自身が一番可愛くなるものですが、また人間だからこそ、わが身をつねって他人の痛さを知る愛と情の機知を。

※おかしな磁石指輪 (11月号) の田代の中... 民法10条の無効規定によりは削除します。

最後は自分自身が一番可愛いものですが、また人間だから、わが身をつねって他人の痛さを知る愛と情の機知を。



夫が競馬に凝って働かません。私がパートで生活を支えてる有様。我慢も限界。子供もないし、離婚したいのですが、夫はいやだと...



あなたの主人は、夫婦が協力して生活する義務を放棄しているのですから本人がいやだといつても離婚は可能です。まず家裁の調停、これが不調となれば、離婚訴訟と、法的手続きをとることになります。ただし、一時的に別居すれば、反省の機会になるかもしれません。



訪問販売で化粧品セットをかう契約をして内金を払い、クリームを少し使っちゃったのですが、もう契約のとり止めはできませんか？



訪問販売には「クーリングオフ」といって、頭を冷やして考え、気が変わった時、契約書面を受け取った日から7日以内であれば、契約の申し込みの撤回や一方的な解除ができる制度があります。内容証明郵便で通知してください。使ってしまったクリームについては、解除は認められないでしょうね。

